

令和5年度 こども家庭庁母子保健指導者養成研修

母子保健情報のデジタル化

こども家庭庁成育局母子保健課

本日の内容

1. **母子健康手帳について**
2. **妊婦健診・乳幼児健診について**
3. **母子保健のデジタル化のこれまでの経緯**
4. **母子保健のデジタル化の最近の動き**

本日の内容

1. 母子健康手帳について

2. 妊婦健診・乳幼児健診について

3. 母子保健のデジタル化のこれまでの経緯

4. 母子保健のデジタル化の最近の動き

母子保健法の概要

1. 目的

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

2. 定義

妊産婦…妊娠中又は出産後1年以内の女子

乳児…1歳に満たない者

幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

新生児…出生後28日を経過しない乳児

3. 主な規定

1. 保健指導(第10条)

市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

2. 健康診査(第12条、第13条)

- ・市町村は1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。
- ・上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

3. 妊娠の届出(第15条)

妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

4. 母子健康手帳(第16条)

市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

5. 妊産婦の訪問指導等(第17条)

市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、職員を訪問させて必要な保健指導を行い、診療を受けることを勧奨するものとする。

6. 産後ケア事業(第17条の2)

市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(産後ケア)を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。

7. 低体重児の届出(第18条)

体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。

8. 養育医療(第20条)

市町村は、未熟児に対し、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

9. 母子健康包括支援センター(第22条)

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するよう努めなければならない。

母子健康手帳について

概要

- 市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付（母子保健法第16条第1項）。
- 妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書である。

構成と内容

- ① **必須記載事項（省令事項）**：妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導に関する記録等
必ず記載しなければならない全国一律の内容。厚生労働省令で様式を規定している。
ex. 妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線
- ② **任意記載事項（通知事項）**：妊産婦の健康管理、乳幼児の養育に当たり必要な情報等
自治体の任意で記載する内容。厚生労働省令で記載項目のみを定め、通知で様式を示している。
自治体独自の制度等に関する記載も可能。
ex. 日常生活上の注意、育児上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報

沿革

年次	名称	内容
昭和17年～	妊産婦手帳	出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態等
昭和23年～	母子手帳	乳幼児期までの健康状態の記録欄等の追加
昭和41年～	母子健康手帳	医学的記録欄がより詳細に 保護者の記録欄等の追加（育児日誌的性格も付加）
平成4年～	母子健康手帳	交付主体が都道府県又は保健所を設置する市から市町村へ 手帳の後半部分を任意記載事項に

※平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ必須記載事項（省令）及び任意記載事項（通知）の様式改正を行った。 →平成24年4月1日から各市町村において新様式を交付

母子健康手帳の改正について

改正の趣旨

平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ省令事項及び任意記載事項の様式改正を行った。

母子健康手帳に関する検討会報告書の内容

- 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進の重要性に鑑み、母子健康手帳の名称は変更しない
- 省令様式の分量が増加する場合、任意様式の簡略化を行うが、最低限に必要な知識は引き続き情報提供する。
- 妊産婦の意識の変化、妊婦健康診査の充実等を受け、妊娠経過の記載欄を拡充、自由に記入できる欄を増やす。
- 胆道閉鎖症等、生後1か月前後の児の便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、便カラーカードを母子健康手帳と一体的に利用できるようにする。
- 平成22年乳幼児身体発育調査に基づき、乳幼児身体発育曲線及び幼児身長体重曲線を改訂する。
- 予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式とし、任意記載欄を増やすなど充実を図る。
- 母子健康手帳以外の情報提供のあり方、健康診査等のデータの管理や活用等課題について今後さらに検討する。

改正の内容

【省令様式】 ※平成23年12月28日母子保健法施行規則の一部を改正

- 1 妊娠経過の記載欄について、近年のハイリスク妊娠の増加、妊産婦の安全に関する意識や状況の変化及び妊産婦健康診査の充実を受け下記のとおり改正
 - (1) 妊娠・分娩の際のリスクに関する情報を追記
 - (2) 妊婦健康診査の記録欄の増加
 - (3) 妊産婦等の自由記載欄の増加
- 2 成長発達の確認項目の一部について、保護者が記載しやすいよう、達成時期を記載する形式に変更
- 3 胆道閉鎖症等、生後1か月前後に便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、新生児の便色に関する情報を提供
- 4 平成22年乳幼児身体発育調査に基づき、乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線を改訂

【任意様式】 ※平成24年1月13日任意様式の一部改正

- 1 予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式となるよう、任意記載欄の拡充・変更
- 2 その他所要の改正

スケジュール

○平成23年11月 4日 検討会報告書公表
○平成23年12月28日 母子保健法施行規則の一部改正



○平成24年4月1日 改正省令様式の施行

令和3年度母子健康手帳等に関する意見を聴く会について

概要

- 母子をめぐる状況が変化中、母子保健の利用者のニーズを把握する機会が限られていた。
- 母子健康手帳の運用のあり方、父親や家族、地域との関わりを踏まえた母子健康手帳の名称、今後の妊産婦健診や乳幼児健診、母子保健の目指す方向性等について、利用者や支援者の立場からのヒアリングを実施し、今後の検討に向けての意見をまとめた。

今後に向けた論点

- (1) 母子健康手帳の名称について
母子健康手帳という名称を引き続き用いるという意見が多かったが、父親の育児参加の重要性や多様な家族形態がある中でどのような名称とすることが良いか検討する必要がある。
- (2) 母子健康手帳の電子化について
紙だけではなく電子的な母子健康手帳の併用を求める意見が多かった。社会のデジタル化が進む中で、母子健康手帳について電子化の意義や電子化すべき内容、紙で残すべき内容、電子化の方法等について検討する必要がある。
- (3) 母子健康手帳の内容について
母子健康手帳の内容については、QRコード等を活用し、最新情報や正確な情報にアクセスできることが望ましく、父親や家族の参画を促すような仕組みや、地域の支援サービスとの連携が可能となる仕組みを盛り込むことが必要である。また、母子健康手帳の活用方法を両親学級等で伝える等、活用を促す工夫も重要である。
- (4) 多様性への対応について
多胎児、低出生体重児、障害のある子ども、外国人家庭等多様なニーズに対応する母子保健施策が求められる中で、母子健康手帳を含めた情報発信の多様化が必要である。
- (5) 乳幼児健診や妊産婦健診等のあり方について
乳幼児健診や妊産婦健診は、身体的な側面だけでなく母親の不安を取り除くような相談の機会の充実、多様な家庭に配慮した受診方法や時間などへの配慮が重要である。また、家族支援に向けた健診内容や受診方法等について検討が必要である。産後うつ予防や虐待防止等の観点からも、両親学級の内容の充実(パートナーシップ、働き方、チーム子育て等)や受講がしやすくなるような工夫が重要である。

母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会について

- 母子健康手帳の様式については社会情勢の変化や保健医療福祉制度の変化等に伴い改正を行ってきた。
- デジタル化が進む中で、平成30年度に「データヘルズ時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を開催し、電子化すべき情報等について中間報告書がとりまとめられ、令和2年度からはマイナポータルを通じて本人が閲覧できる仕組みとしたところである。一方で、母子保健情報について、乳幼児健康診査の内容の標準化や、情報の連携や利活用の在り方等については引き続き検討が必要な事項とされている。
- このような社会的状況の変化等を踏まえ、今般、母子健康手帳、母子保健情報等に関して検討を行うことを目的とし、学識経験者・関係団体代表者等の協力を得て、厚生労働省子ども家庭局長の下に、本検討会を開催するものとする。

構成員

安宅 満美子	とりこえ助産院 助産師 (公益社団法人日本助産師会 推薦)	中山 まき子	同志社女子大学現代社会学部 特任教授
石田 淳子	府中市子ども家庭部 子ども家庭支援課長・子ども家庭支援センター所長 (全国保健師長会 推薦)	濱田 圭子	兵庫県但馬県民局朝来健康福祉事務所 健康参事・地域保健課長 (公益社団法人日本看護協会 推薦)
伊藤 早苗	岐阜県輪之内町福祉課長・保健センター 所長 (全国町村会 推薦)	三浦 清徳	長崎大学大学院医歯薬総合研究科産科産婦人科学教室 教授 (公益社団法人日本産婦人科学会 推薦)
◎ 岡 明	埼玉県立小児医療センター 病院長	三平 元	医療法人社団すこやかおやこ 理事長 (公益社団法人日本小児科医会 推薦)
小林 徹	国立研究開発法人国立成育医療研究センター臨床研究センターデータサイエンス部門 部門長	森田 圭子	特定非営利活動法人ホームスタートジャパン 代表理事
末松 則子	三重県鈴鹿市長	山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座 教授
鈴木 俊治	日本医科大学女性生殖発達病態学大学院 教授 (公益社団法人日本産婦人科医会 推薦)	山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
永光 信一郎	福岡大学医学部小児科 主任教授 (公益社団法人日本小児科学会 推薦)	渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

(50音順・敬称略。◎は座長)

主な論点

- ・ 母子保健情報の電子化や自治体の電子的母子保健ツールの導入、任意様式の情報量等の現状を踏まえ、母子健康手帳の電子化、紙と電子の役割についてどう考えるか。
- ・ 母子健康手帳の役割 について、どのように考えるか。
- ・ 多胎児、低出生体重児、障害のある子ども、外国人家庭等 多様性に配慮した情報提供や父親の育児を推進する方策について、どのように考えるか。
- ・ 母子健康手帳に反映すべき近年の制度改正等の動きやエビデンスはあるか。

スケジュール

- (1) 母子健康手帳の見直し方針について (夏頃を目途に検討)
⇒ **令和5年度以降、各市町村において新様式の母子健康手帳を交付**
- (2) 電子化すべき乳幼児健診等の母子保健情報について (年度内に方向性を検討)

本日の内容

1. 母子健康手帳について
- 2. 妊婦健診・乳幼児健診について**
3. 母子保健のデジタル化のこれまでの経緯
4. 母子保健のデジタル化の最近の動き

母子保健法の概要

1. 目的

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

2. 定義

妊産婦…妊娠中又は出産後1年以内の女子

乳児…1歳に満たない者

幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

新生児…出生後28日を経過しない乳児

3. 主な規定

1. 保健指導(第10条)

市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

2. 健康診査(第12条、第13条)

- ・市町村は1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。
- ・上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

3. 妊娠の届出(第15条)

妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

4. 母子健康手帳(第16条)

市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

5. 妊産婦の訪問指導等(第17条)

市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、職員を訪問させて必要な保健指導を行い、診療を受けることを勧奨するものとする。

6. 産後ケア事業(第17条の2)

市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(産後ケア)を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。

7. 低体重児の届出(第18条)

体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。

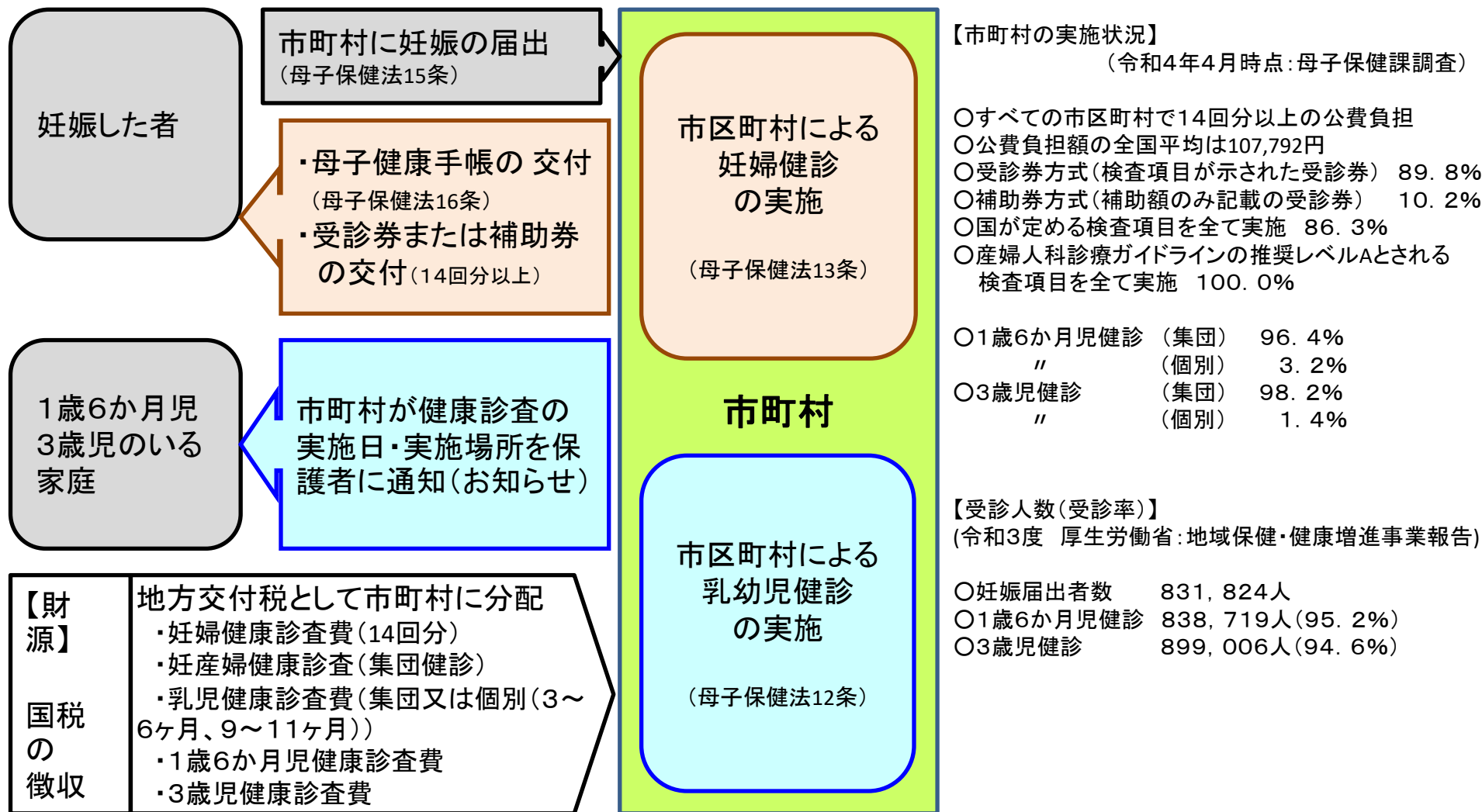
8. 養育医療(第20条)

市町村は、未熟児に対し、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

9. 母子健康包括支援センター(第22条)

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するよう努めなければならない。

妊婦健診・乳幼児健診のしくみ



地方交付税は、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額を国税として国が徴収し、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源保障するためのもの

妊婦健康診査について



根拠

○ 母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

妊婦が受診することが望ましい健診回数

※「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
 - ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
 - ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回
- (※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

公費負担の現状(令和4年4月現在)

- 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施
- 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施
- 助産所における公費負担は、1,690の市区町村で実施(1,741市区町村中)

公費負担の状況

- 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。(実施期限:平成24年度末まで)
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、残りの9回分についても地方財政措置により公費負担を行うこととした。

乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

○ 根拠(母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

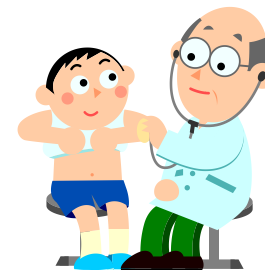
○ 受診人数(受診率) 838,719人(95.2%)

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 899,006人(94.6%)



健診内容は、厚生労働省令(母子保健法施行規則)で示す検査項目。

受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(令和3年度)による。

令和3年度 乳幼児健康診査の実施状況

(R3年度)

健康診査	実施あり		一般健康診査						歯科健康診査							
	市区町村数	実施率	実施ありの場合実施方法									実施あり		実施ありの場合の実施方法		
			集団		個別	一部個別	その他 (無回答を含む)	市区町村数	実施率	集団	個別	一部個別				
			市区町村数	実施率	市区町村数	市区町村数	市区町村数						市区町村数	市区町村数	市区町村数	
2週間 児健診	50	2.9%	0	0.0%	50	0	0	1	0.1%	0	1	0				
1～2 か月児 健診	571	32.8%	29	5.1% ※(29/571)	535	6	1	4	0.2%	2	2	0				
3～5 か月児 健診	1,732	99.5%	1,278	73.8% ※(1,278/1,732)	403	49	2	59	3.4%	54	4	1				
6～8 か月児 健診	831	47.7%	464	55.8% ※(464/831)	346	20	1	60	3.4%	49	7	2				
9～12 か月児 健診	1,410	81.0%	711	50.4% ※(711/1,410)	662	35	2	208	11.9%	175	25	2				
1歳6 か月児 健診	法定健診		1,531	88.0% ※(1,531/1,739)	53	39	116	1,642	94.3%	1,494	95	13				
3歳児 健診	法定健診		1,566	90.1% ※(1,566/1,739)	27	29	117	1,640	94.2%	1,509	78	16				
4～6 歳児健 診	261	15.0%	239	91.6% ※(239/261)	11	11	0	164	9.4%	120	31	2				
小学校就学までの期間に市区町村が公費負担をして実施する乳幼児健康診査の回数 (法定の1歳6か月児健診及び3歳児健診を含む平均回数)									6. 7回							

福島県の被災地2自治体を実施をしていないため、1歳6か月児及び3歳児健診の実施市区町村数は1,739自治体となっている。

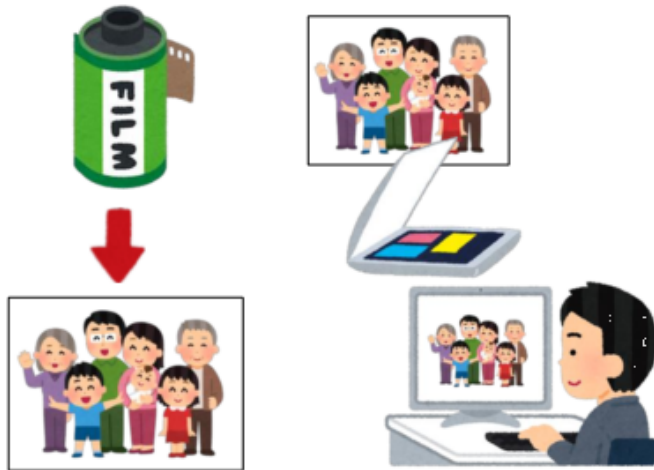
本日の内容

1. 母子健康手帳について
2. 妊婦健診・乳幼児健診について
- 3. 母子保健のデジタル化のこれまでの経緯**
4. 母子保健のデジタル化の最近の動き

電子化 デジタル化 DX

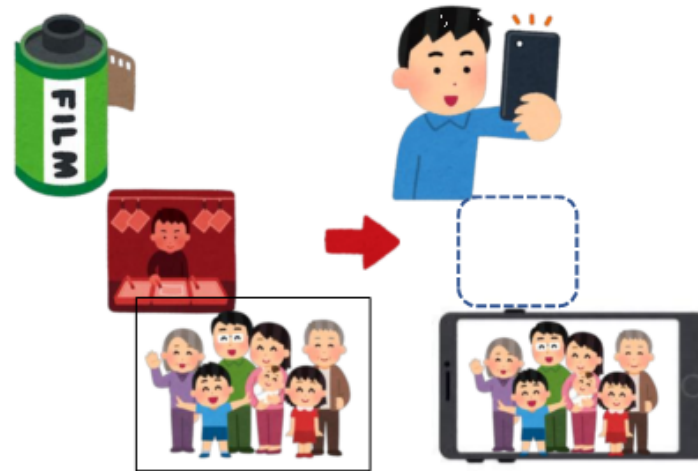
電子化

アナログ情報をコンピューターで扱える
デジタル情報に変換すること
例：フィルム写真 写真スキャン



デジタル化

プロセス全体もデジタル化し
新たな価値を創造すること
例：写真現像 vs デジタル写真撮影



DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術を浸透させることで
人々の生活をより良く変革すること
例：オンラインで世界中の人とシェア



母子保健情報をデジタル情報に変換する（電子化）だけでは十分とはいえない
新たな価値の創造（デジタル化）や社会変革（DX）を意識した方針の策定が重要

データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書（概要）

【経緯】

- 2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行った。

政府方針

乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組む。


（経済財政運営と改革の基本方針 平成30年6月15日閣議決定）

P H R（Personal Health Record）について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種（平成29年度提供開始）に加えて、**平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。**（未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定）

【中間報告書の主な内容】

1. 電子的に記録・管理する情報

- 乳幼児健診（3～4か月、1歳半、3歳）及び妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。

	概要	例
<p>乳幼児健診・妊婦健診で把握される情報</p>  <p>標準的な電子的記録様式</p> <p>最低限電子化すべき情報</p> <p>※妊婦健診は対象外</p>	<p>標準的な電子的記録様式</p> <p>本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報。</p> <p>最低限電子化すべき情報</p> <p>転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報。</p>	<p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病及び異常の診察所見 ・ 新生児聴覚検査に関する情報 ・ 風疹抗体検査に関する情報 ・ 各健診時における受診の有無 ・ 診察所見の判定に関する情報

2. 電子的記録の利活用について

「マイナンバー制度により管理」「特定の個人を識別する識別子はマイナンバー」

マイナポータルでの閲覧

市町村間での情報連携

（背景）・ 健診の実施主体たる市町村において情報が保有・管理されている
・ マイナンバー制度に係る情報インフラが全国的に整備されている



- 生涯を通じたP H R制度構築の観点から、医療機関等においては、健診情報等をマイナンバーにより管理することになっていないことも踏まえ、医療情報も含めた個人の健康情報を同一のプラットフォームで閲覧する方法等について今後検討が必要。
- 現状、学校そのものは、マイナンバー制度において番号利用を行うことができる行政機関、地方公共団体等として位置づけられていないため、学校健診情報と母子保健情報の連携に当たっては検討が必要。
- 市町村が精密健康診査対象者の精密健康診査結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診査結果を効率的に照合する等の活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握する方向。

3. 今後の検討事項

- 引き続き検討が必要とされた主な課題。
 - ・ 電子的記録の保存年限
 - ・ 電子的記録の保存形式の標準化
 - ・ データ化する項目の定義や健診の質の標準化
 - ・ 学校健診情報との連携について
 - ・ 任意の予防接種情報の把握について
 - ・ 市町村における母子保健分野の情報の活用の在り方について
 - ・ ビッグデータとしての利用について
 - ・ 個人単位化される被保険者番号の活用にかかる検討も踏まえた医療等分野における情報との連携について など

(参考) データヘルス改革に関する工程表

第8回データヘルス改革推進本部
(令和3年6月4日)資料1より抜粋

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザーインターフェース）にも優れた仕組みを構築する。
また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。
→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	健診・検診情報							
	乳幼児健診・妊婦健診	●						
	特定健診		●					
	事業主健診（40歳未満）					●		
	自治体检診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診				●			
	学校健診（私立等含む小中高大）						●	
	予防接種 定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌	●						
	安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けた環境整備		●					
より利便性の高い閲覧環境の在り方の検討								

● マイナポータルで閲覧可能（2020年6月～）

● マイナポータルで閲覧可能（2021年10月～）

法制上の対応・システム改修
● マイナポータルで閲覧可能（2023年度中～）

データ標準化、システム要件整理
システム改修
● マイナポータルで閲覧可能（2022年度早期～）

標準的な記録様式の策定
実証実験、システム改修
システム整備でき次第、随時提供開始
● マイナポータルで閲覧可能（2022年度中～）
※2024年度中に全国の学校で対応

● 2017年6月以降の定期接種歴はマイナポータルで閲覧可能（2017年6月～）
※新型コロナワクチンについては、ワクチン接種記録システム（VRS）を開発・運用
※可能な限り早い段階で、新型コロナワクチンについても閲覧可能に

● マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始（2021年度早期～）

業界団体等と連携したより高い水準のガイドラインの整備
業界団体等と連携した第三者認証の立ち上げ
● 適正な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始（2023年度～）

● 検討結果を踏まえた措置（2024年度以降順次～）
● 検討結果を踏まえた措置（2024年度以降順次～）
※可能なものから2024年度を待たずに順次閲覧可能に

○マイナポータルとは

・マイナポータル(情報提供等記録開示システム)では、マイナンバーカードを使って行政機関(中間サーバ)から情報を取得して表示したり、自身の情報が行政機関でやり取りされているかなどを確認することができます。

マイナポータルは下記URLよりアクセスが可能です。

<https://myna.go.jp/>

・なお、ログインにはマイナポータルアプリを利用するため、お使いの端末にアプリのインストールが必要となります。

マイナポータルアプリの動作環境は下記URLを確認してください。

<https://img.myna.go.jp/html/dousakankyous.html>



提供中のマイナポータルアプリ(2022年6月現在)
※詳細なバージョン情報は[動作環境ページ](#)に掲載しています。

- Windows 8.1/10/11
 - Chromium Edge
 - Chrome
 - Firefox
 - IE11はサポート終了(動作環境外)
- Maintosh Catalina/Big Sur/Monterey
 - Safari
 - Chrome
 - Firefox

健康保険証利用受付

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります。



お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

ログインするとできること

一部サービスは、マイナンバーカードによるログインや電子署名が必要となります。

わたしの情報

行政機関等が保有するわたしの個人情報を検索して確認することができます。

もっとつながる

マイナポータルの利用者情報と外部サイトのアカウントを紐づけることで、マイナポータルから外部サイトへのログインや情報照会が可能となります。



やりとり履歴

あなたの個人情報を行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

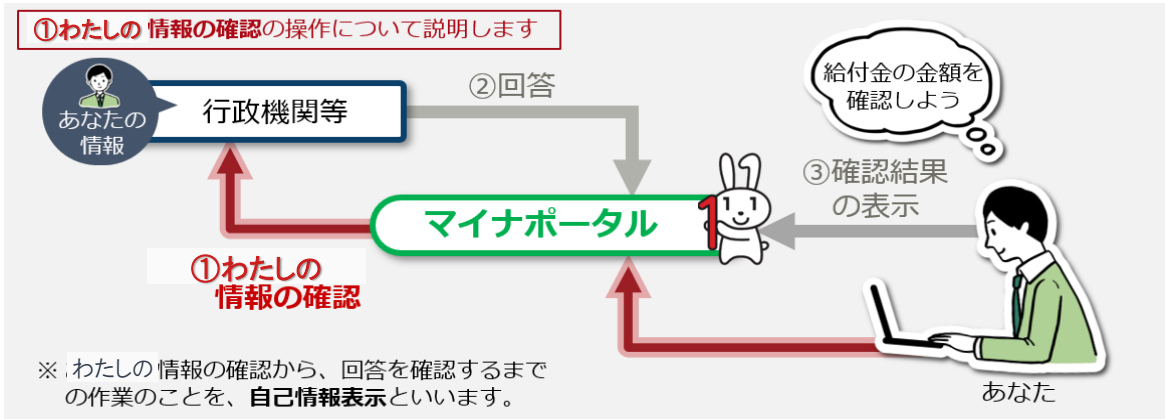
利用者フォルダー開設 /ログイン

マイナポータルのアカウント作成やログインを行います。

利用者登録/ログインして使う ▶

○自己情報表示機能(わたしの情報)とは

・行政機関などが持っているあなたの情報を、マイナポータル上で検索して確認することができる機能です。



◆マイナポータル上で確認できる主な自己情報(2022年6月現在)

分野	分野詳細
健康・医療	健康保険証情報、薬剤情報、医療費通知情報、予防接種、健康診断・検診情報、医療保険、医療保険その他、学校保健、難病患者支援、保険証の被保険者番号等、医療保険情報の提供状況
税・所得	税・所得、医療費通知情報
年金関係	年金、年金その他
子ども、子育て	児童手当、ひとり親家庭、母子保健、教育・就学支援、障害児支援・小児慢性特定疾病医療
世帯情報	世帯情報
福祉・介護	障害保健福祉、生活保護、中国残留邦人等支援、介護・高齢者福祉
雇用保険・労災	雇用保険、労災補償

マイナポータルを活用した母子保健情報の閲覧

16:48 stg.myna.go.jp/SCK0201_01_01

マイナポータル ログイン中

通帳やキャッシュカードの写しの提出は不要です。

給付金等の受取口座を予め登録しておくことができます

登録する

利用者本人さんの新着情報

- わたしの情報
- お知らせ **4件**
- やりとり履歴

18:12 stg.myna.go.jp/SCK0401_01_01

マイナポータル ログイン中

- 健康・医療
- 税・所得
- 年金関係
- 子ども・子育て
- 世帯情報
- 福祉・介護

母子保健

取得する情報の選択
取得する情報を選択してください

情報の内容 **必須**

子ども・子育て
母子保健

取得依頼対象日 **必須**

最新の情報を取得
 最新の情報取得
 指定して取得

! 照会先システムの事情により、申込みから回答までに時間を要する場合があります。

確認する

18:12 stg.myna.go.jp/SCK0401_01_01

取得する情報の確認
取得する情報を確認してください

情報の内容 **必須**

子ども・子育て
母子保健

取得依頼対象日 **必須**

最新情報

! 注意事項

- 「取得する」ボタン押下後、通常20秒程度で照会先システムより回答がありますが、システム側の事情により時間がかかる場合があります。
- 地方公共団体や国の行政機関のシステムが稼働時間外の場合、システムが稼働した後に回答を受領できます。システムの稼働時間はこちら
- メール通知の設定を行うと、回答後にメールが届きます。
- 照会先の行政機関に情報が登録されていない等の事由により、確認結果が得られない場合があります。

届くまでしばらくお待ちください

照会先システムの事情により、申込みから回答までに時間を要する場合があります。
メール通知の設定を行うと、回答後にメールが届きます。

回答結果一覧へ

メール通知の設定をする

18:14 stg.myna.go.jp/SCK0401_01_01

マイナポータル ログイン中

回答結果一覧 **更新**

! 「回答待ち」の場合は「更新」を押してください。

子ども・子育て 母子保健
取得依頼対象日 2022年06月10日
回答待ち

選択した回答を削除

画面番号: D-01 **ページTOPへ**

デジタル庁

動作環境	個人情報保護
利用規約	アクセシビリティ

© 2017 Digital Agency, Government of Japan.

マイナポータルを活用した母子保健情報の閲覧：妊婦健診

マイナポータル

ログイン中

メニュー

- ① 児童手当
児童手当の支払額・支給年月等の情報
- ② ひとり親家庭
ひとり親家庭向けの児童扶養手当・自立支援金などの給付情報
- ③ 母子保健
妊娠届の情報、妊産婦・乳幼児の健康診断情報、未熟児の養育医療費の給付情報
- ④ 教育・就学支援
高等学校の就学支援金（高校無償化）の支給期間等の情報、特別支援学校の就学奨励費の情報
- ⑤ 障害児支援・小児慢性特定疾病医療
障害児支援・小児慢性特定疾病医療に関する

項目名	内容
妊娠届出情報	
妊娠の届出年月日	2021-05-21
出産予定日	2022-01-07

項目名	内容
妊婦健診情報	
妊婦歯科情報	
妊婦歯科健診受診日	2021-01-28
妊娠週数	9
要治療のむし歯有無	あり
(ありの場合) 要治療のむし歯本数	3
歯石	あり
歯肉の炎症	なし

マイナポータルを活用した母子保健情報の閲覧：乳幼児健診



児童手当

児童手当の支払額・支給年月等の情報

ひとり親家庭

ひとり親家庭向けの児童扶養手当・自立支援金などの給付情報

母子保健

妊娠届の情報、妊産婦・乳幼児の健康診断情報、未熟児の養育医療費の給付情報

教育・就学支援

高等学校の就学支援金（高校無償化）の支給期間等の情報、特別支援学校の就学奨励費の情報

障害児支援・小児慢性特定疾病医療

障害児支援・小児慢性特定疾病医療に関する



回答内容

回答は、確認した後にログアウトすると削除されます。必要に応じてダウンロードしてください。

PDFをダウンロードする ▶

形式を選んでダウンロードする □



項目名	内容
出生時の情報	
把握日	2022-01-06
在胎週数	37
出生時体重 (g)	2515
出生時身長 (cm)	45.5
出生時頭囲 (cm)	32.0
出生時胸囲 (cm)	30.5

3から4か月児健診情報

身体健診情報

3から4か月児健診受診日	2022-04-19
3から4か月児健診受診年度	2022
3から4か月児健診受診時月齢	3
身長 (cm)	61.0
体重 (g)	6306
胸囲 (cm)	42.5
頭囲 (cm)	39.5
診察所見 - 判定	異常なし

マイナポータルを活用した母子保健情報の閲覧：予防接種情報



回答詳細

申し込みに対しての回答内容を確認できます。

取得条件



取得依頼対象日 2022年06月14日

確認日：2022年6月14日

特定個人情報等

予防接種情報



回答内容

回答は、確認した後にログアウトすると削除されます。必要に応じてダウンロードしてください。

PDFをダウンロードする ▶

形式を選んでダウンロードする □

項目名	内容
麻しん風しん混合 (MR)	
一期	
接種日	2022-■■-■■
BCG	
1回	
接種日	2021-■■-■■



項目名	内容
麻しん風しん混合 (MR)	
一期	
接種日	2022-■■-■■
BCG	
1回	
接種日	2021-■■-■■
Hib	
4回目	
接種日	2022-■■-■■
小児肺炎球菌	
4回目	
接種日	2022-■■-■■
水痘	

「母子保健情報のデジタル化について※」の概要

※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会報告書（令和5年3月14日）

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

現状：H30年検討会にて母子保健情報（妊婦健診、3～4か月・1歳6か月・3歳児健診の一部）の標準的な電子的記録様式を策定、R2年度からマイナポータルで閲覧可能

➡ マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化を推進する観点から、**マイナポータルで閲覧できる母子保健情報を拡充**

＜現時点で新たに追加すべき情報（例）＞ ※こども家庭庁における議論の進捗等を踏まえて引き続き更なる追加を検討

妊産婦の情報：妊娠中の喫煙・飲酒、感染症検査、産婦健診、産後ケア事業、EPDS等のアセスメントの実施

※あわせて、以前から電子化の対象だった妊婦健診情報について、市町村が必ず電子化する情報に指定

乳幼児の情報：新生児訪問指導等、屈折検査（3歳児健診）、歯の汚れ・形態・色調（1歳6か月・3歳児健診）

※あわせて、①自治体独自の乳幼児健診の情報を記録可能に、②以前から電子化の対象だった先天性代謝異常等検査・新生児聴覚検査について、市町村が必ず電子化する情報に指定

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

* 今後、将来的なデジタル化の進展等を見据え、現行のプロセスを前提としない情報のやり取りの仕組み等について検討・検証を考慮すべき

乳幼児健診（個別健診）を例に現行の情報プロセスごとに整理*⇒ 今後、母子保健情報デジタル化実証事業等を通じて対応策等を検討

	現行のプロセス	主な課題
健診情報の流れ	保護者が問診票に回答～医療機関で確認	問診票が紙で運用⇒問診票の確認までにタイムラグ
	健診実施～自治体への結果報告	紙で結果報告、医療機関から自治体に情報を電子的につなぐ仕組みがない
	報告された結果のデータ化	83.5%の市町村で職員がデータ入力⇒業務負担、システムの財源確保が課題
	データの情報管理	データの保存期間などの保管・管理の仕組みが未整備※
	データの利活用	データ分析の人材確保が困難、個人情報の取扱いなどの仕組みが未整備※
	マイナポータルへの情報登録～閲覧	閲覧可能な母子保健情報の充実が必要

※医療DXの議論で全国医療情報プラットフォームについて検討されており、他分野での議論の状況を踏まえた対応が必要

母子保健情報の標準的な電子的記録様式の主な項目

※赤字は市町村が必ず電子化する項目
(最低限電子化すべき項目)

妊産婦の情報

電子化済みの項目

妊婦健診	<各回の妊婦健康診査において実施する事項> 体重測定、妊娠高血圧症候群の精査等 <必要に応じた医学的検査の結果> 血液型、ヘモグロビン等の血液検査、肝炎及び風疹等の感染症検査、 子宮頸がん検診等 <妊娠中と産後の歯の状態> 要治療のむし歯、歯の炎症等 <妊娠中の経過> 受診回数、妊娠週数等 <出産の状態> 妊娠期間、分娩方法等 <出生時の児の状態> 体重、身長等
産婦健診	※これまで電子化の対象外
産後ケア	
アセスメント	

新たに電子化する項目

<妊婦の健康状態> 妊娠中の喫煙、飲酒 <感染症検査等> 肝炎及び風疹等の感染症*、 HIV抗体等の性感染症等 <妊娠中の経過>* 受診回数*、妊娠週数*等 <出産時の児の状態>* 体重*、身長*等
子宮復古、体重、血圧等
実施日、方法
EPDS等の実施日及び点数



乳幼児の情報

基本情報	<妊娠及び分娩歴> 妊娠中の高血圧や尿糖の有無、出生時体重や身長 <発達> 笑う、定頸、発語、独歩等		
新生児スクリーニング	先天性代謝異常等検査 新生児聴覚検査		
新生児訪問指導等	※これまで電子化の対象外		
3～4か月児健診	健診受診日、 健診受診時年月齢、 体重、身長等	(歯科健診の実施なし)	股関節開排制限、斜頸等
1歳6か月児健診	診察所見(精神発達 や運動機能等)・判定 栄養	歯科所見(むし歯 等)・判定 精密健康診査(受 診日等)	視覚、聴覚、離乳
3歳児健診			検尿、 眼科所見・判定 耳鼻咽喉科所見・判定
他の乳幼児健診	※これまで電子化の対象外		

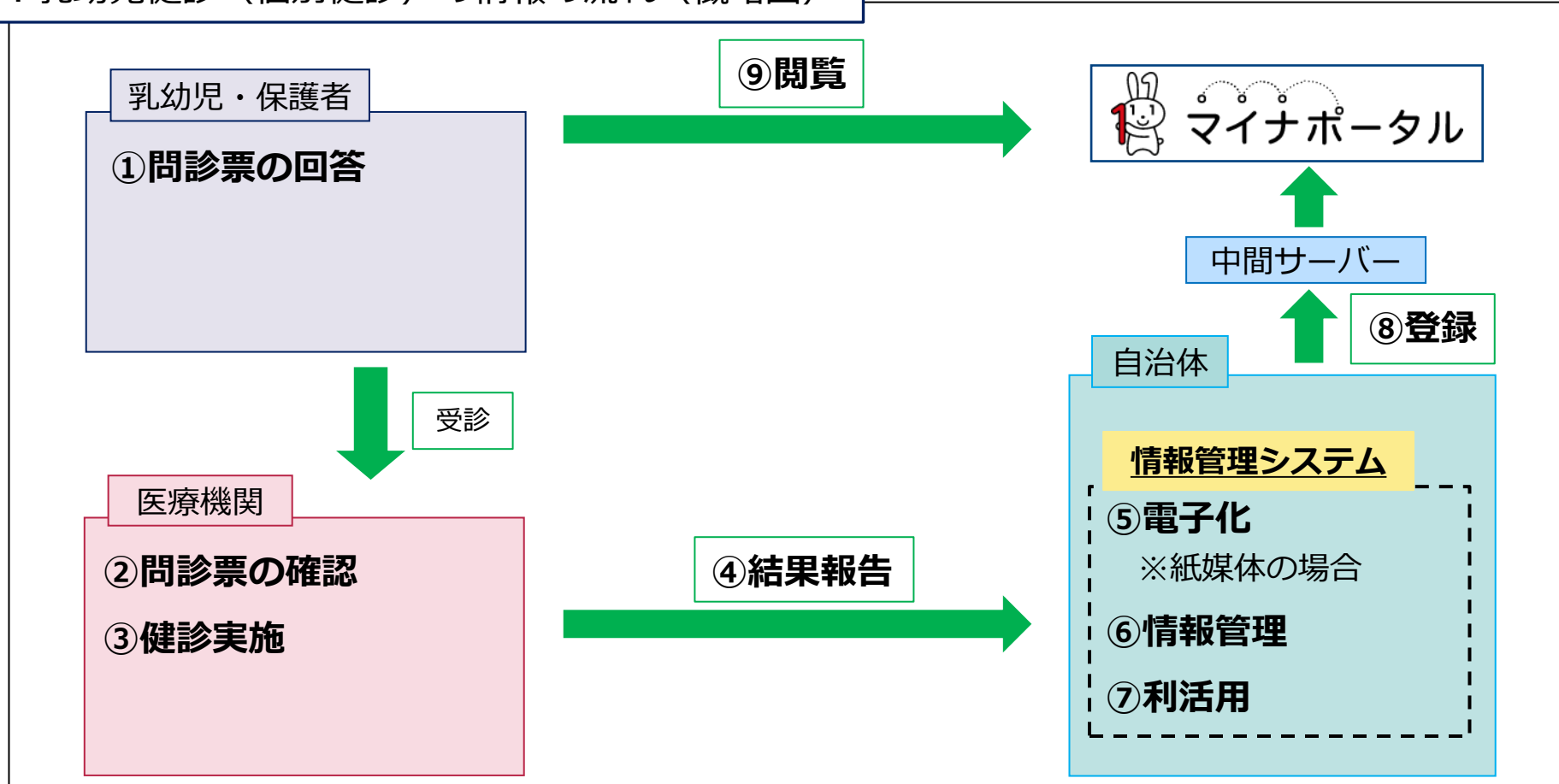
※対象項目なし
先天性代謝異常等検査* 新生児聴覚検査*
日齢、体重、身長、栄養法等
精密健康診査(受診日等)
歯科所見(歯の汚れ、歯の形態・ 色調)
屈折検査 歯科所見(歯の汚れ、歯の形態・ 色調)
健診受診日、体重、身長、 精密健康診査(受診日等)等

*これまで「標準的な電子的記録様式」に含まれなかった
今回「最低限電子化すべき項目」に追加する項目

(参考) 母子保健情報がマイナポータル上で閲覧できるまでの主なプロセス

※集団健診による乳幼児健診や妊婦健診についても、プロセスの多くは共通

例：乳幼児健診（個別健診）の情報の流れ（概略図）



本日の内容

1. 母子健康手帳について
2. 妊婦健診・乳幼児健診について
3. 母子保健のデジタル化のこれまでの経緯
4. **母子保健のデジタル化の最近の動き**

医療DX工程表における母子保健の記載について

○医療DXの推進に関する工程表(令和5年6月2日 医療DX推進本部決定)(抄)

Ⅲ 具体的な施策及び到達点

(2) 全国医療情報プラットフォームの構築

オンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。

具体的には、全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、電子カルテ情報等を電子カルテ情報共有サービス(仮称)に登録することで、医療機関や薬局との間で電子カルテ情報等を共有・交換する仕組みを構築する。また、自治体検診情報、介護、予防接種や母子保健に関する情報を連携させる仕組みを構築することにより、医療機関・薬局等と自治体の間で必要な情報を共有可能にする。介護事業所が保有する介護現場で発生する情報についても、介護事業所・医療機関等で情報を共有できる基盤を構築する。また、全国医療情報プラットフォームに情報を提供するそれぞれの主体(医療保険者、医療機関・薬局、自治体、介護事業者等)について、そこで共有される保健・医療・介護に関する情報を、自身の事業のため、さらにどのような活用をすることが可能かについても検討する。その際、これらの情報基盤については、電子処方箋と同様、オンライン資格確認等システムの資格情報の履歴と連携し、情報を連結させるとともに、マイナンバーカードの保険証利用に係る本人確認の仕組みやオンライン資格確認等システムの医療機関等とのネットワークを活用し、情報連携を行っていく。

(略)

②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

医療や介護などのサービスの提供に関し、患者、自治体、医療機関、介護事業所等で紙の書類のやりとりがされており、患者にとって書類・手帳を持ち運ぶ手間となっているだけでなく、各機関において都度入力する必要があり、また各機関間での情報の共有に限界がある。

こうした業務フローを見直し、関係機関や行政機関等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有していく。また、個人が行政手続に必要な情報を入力しオンラインで申請ができる機能をマイナポータルに追加し、医療や介護などの手続をオンラインで完結させる。

(略)

母子保健に関して、乳幼児健診や妊婦健診情報等の共有について、2023年度中に、希望する自治体において事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善を行いながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国展開をしていく。

公費負担医療及び地方単独医療費助成への、オンライン資格確認等システムの対応拡大については、2023年度中に調査研究及び希望する自治体における事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善や、自治体システムの標準化の取組の状況などを踏まえながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、全国展開をしていく。

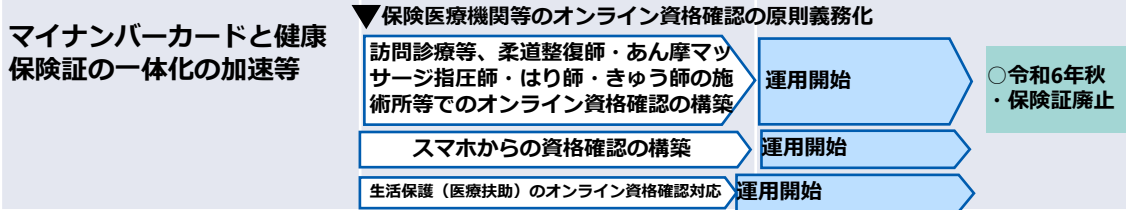
(略)

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

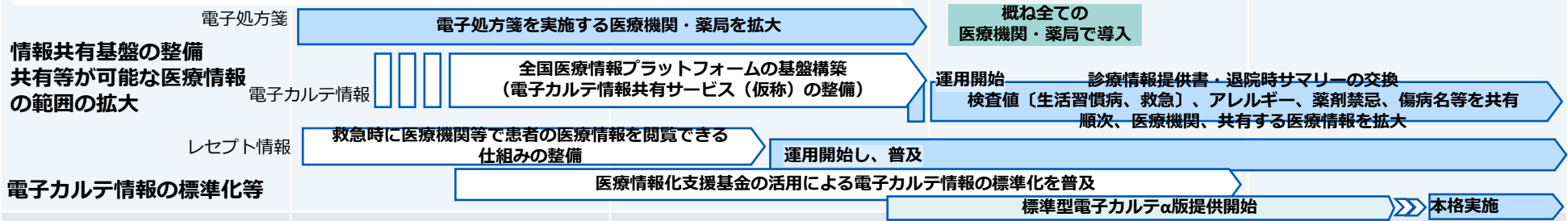
令和5年6月2日 医療DX推進本部決定

	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度～ (令和8年度～)
--	-------------------	-------------------	-------------------	---------------------

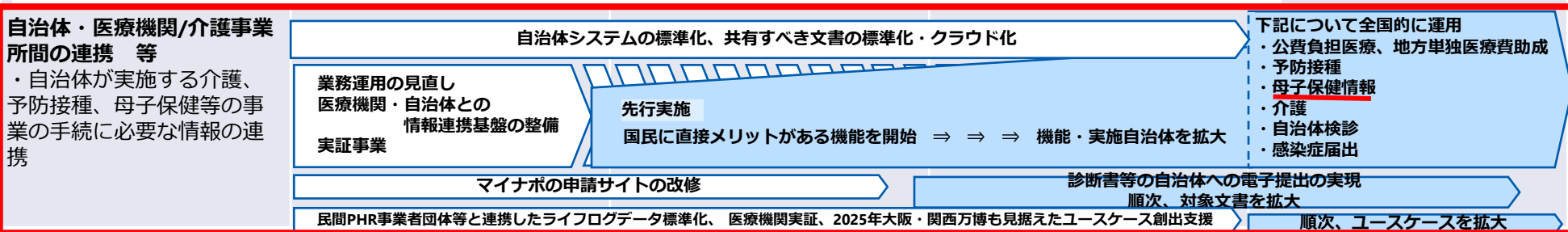
マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速等



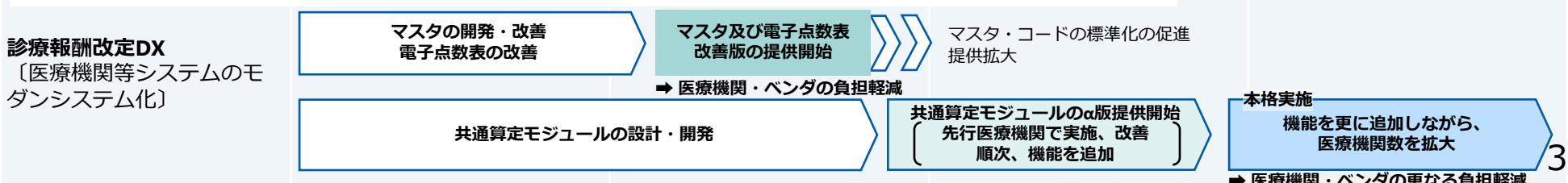
医療機関・薬局間での共有・マイナポでの閲覧が可能な医療情報を拡大



医療機関・薬局間だけでなく、自治体、介護事業所と情報を共有、マイナポで閲覧に加え、申請情報の入力



医療機関等のシステムについて、診療報酬の共通算定モジュールを通し、抜本的にモダンシステム化



全国医療情報プラットフォームの構築

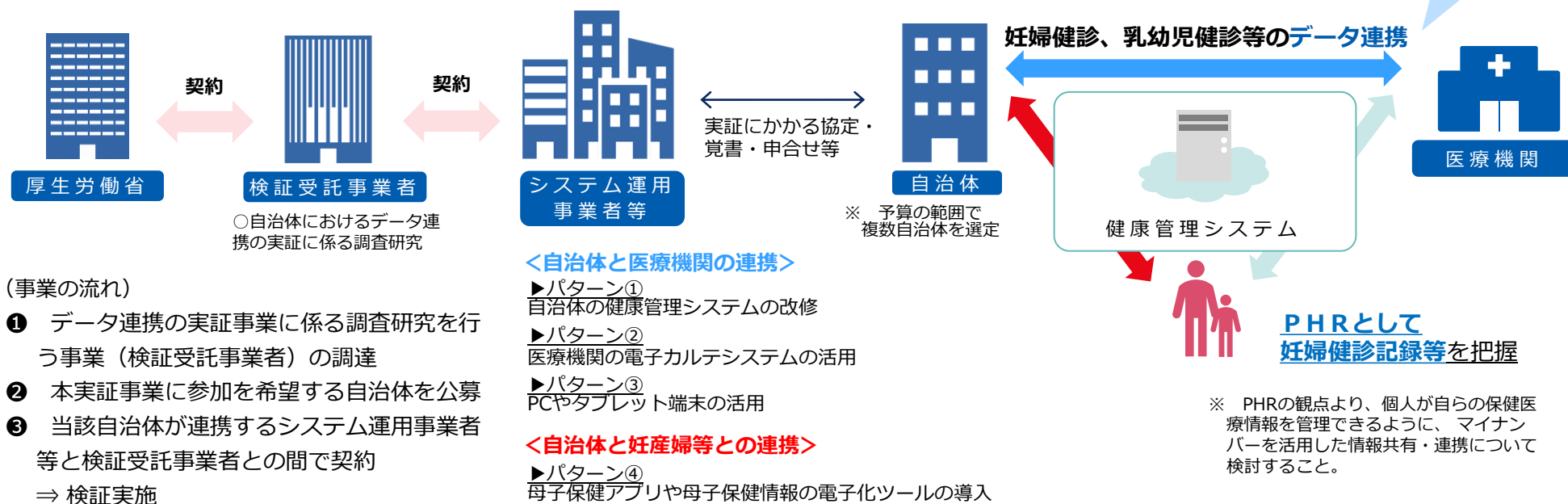
1 事業の目的

- 現状、妊婦健診、乳幼児健診の結果等については、実施者が母子健康手帳に記入するとともに、自治体が医療機関から提供された健康診査の結果等を、健康管理システムやマイナポータルの中間サーバーに登録しているが、自治体における登録までには数ヶ月かかっており、速やかな母子保健情報の電子化・閲覧ができていない状況にある。
- このため、モデル的に複数の自治体において健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携等を行い、母子健康情報のデジタル化の課題等を検証した上で、全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する。

母子健康手帳のデジタル化のためには、医療機関の情報のデータ連携が必要

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 予防接種デジタル化事業の実施状況を踏まえつつ、母子健康情報デジタル化の全国展開に向けた検証事業を実施する。



(事業の流れ)

- ① データ連携の実証事業に係る調査研究を行う事業（検証受託事業者）の調達
- ② 本実証事業に参加を希望する自治体を公募
- ③ 当該自治体が連携するシステム運用事業者等と検証受託事業者との間で契約
⇒ 検証実施

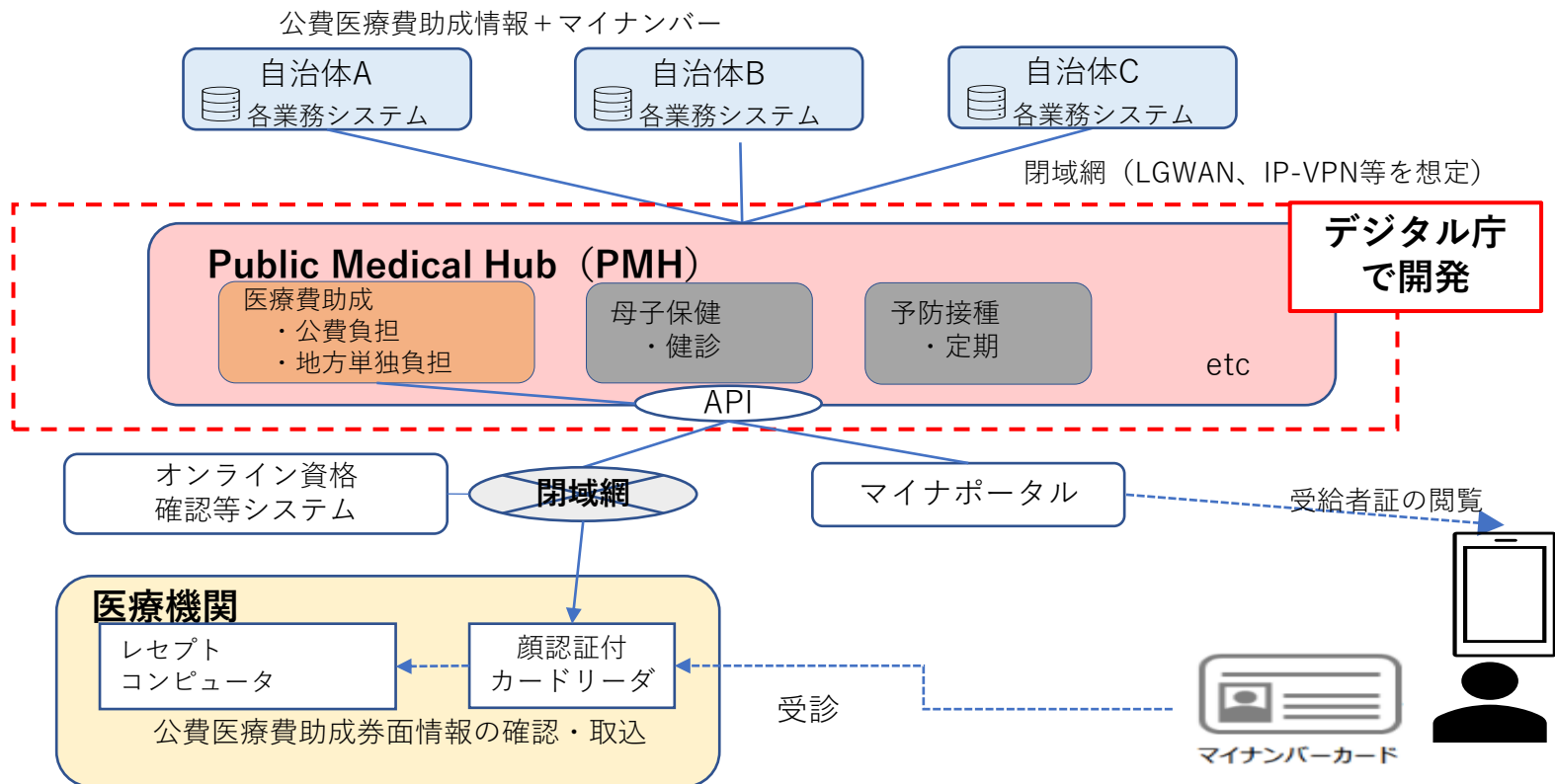
3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

2-1. サービス概要図（公費医療費助成の場合）

- 今年度の実証においては、公費の難病 特定医療費、小児慢性特定疾病医療費、自立支援医療等、こどもやひとり親向けなどの地方単独事業を対象に、マイナンバーカードの受給者証としての利用に関する先行実施を行う。
- この取組により、国民及び医療機関に感じていただける主なメリットは以下のとおり。
 - 国民：対象の制度について、紙の受給者証の持参の手間等が軽減する。
 - 医療機関：最新の正しい資格情報を取得することができる。



母子保健デジタル化実証事業のスケジュール

パターン①：デジタル庁先行実施事業と連携した母子保健領域実証事業

【目的】デジタル庁で開発するPMH（Public Medical Hub）の総合テストフェーズのタイミングで、健診・予防接種実施機関向けアプリを活用し、母子保健情報を連携した際の業務フローや課題を整理すること

【実証で使用するデータ】テストデータを使用（個人情報には取り扱わない）

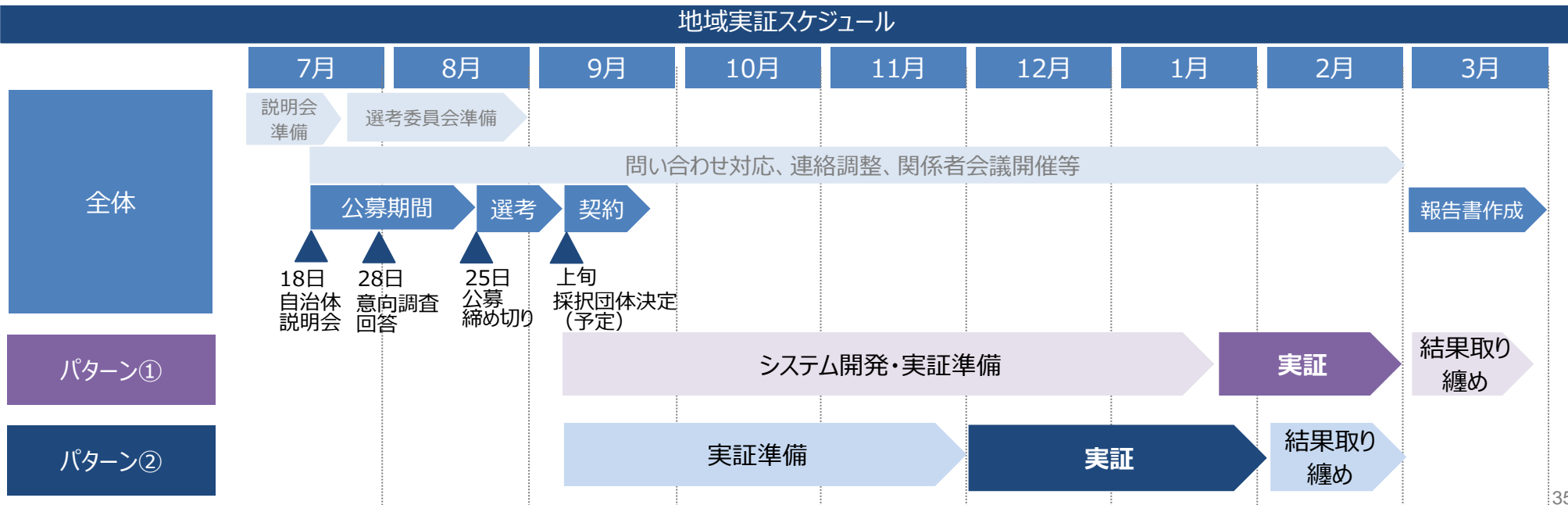
【対象業務】妊婦健診／乳幼児集団・個別健診／予防接種

パターン②：母子保健デジタル化地域実証事業

【目的】データ化された母子保健情報を利用した妊婦/乳幼児健診を行い、業務フローや課題を整理すること

【実証で使用するデータ】実際の健診対象者の情報を使用

【対象業務】妊婦健診／乳幼児集団・個別健診



本日の内容のまとめ

- 社会のデジタル化が進む中で、厚生労働省において、母子健康手帳および母子保健情報の電子化の検討が行われてきた。
- 現在は、マイナポータルにおいて、母子保健情報の一部について電子的な閲覧が可能となっているが、情報反映までのタイムラグや、自治体における作業負担など課題もある。
- 今後、こども家庭庁として、デジタル庁等と連携し、こうした課題を整理しながら、マイナンバーカードを活用した母子保健情報のデジタル化・DX化を推進していく予定。